

## 〔 利用上の注意 〕

### 1 本調査を利用する場合の留意点

- (1) 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また、複雑なことから、調査票全般の記入が得られない場合があるため、回答を得た部分について集計を行っている。このため、項目ごとの集計社数が異なり、集計項目間の対応関係がとれていない場合がある。
- (2) 本調査は企業単位(本社に限らず支店、出張所、工場等を含めた企業全体)で行っている調査であるが、調査項目によっては、「本社」、「主たる事業所」、「本社・主たる事業所」に区分して調査を行っている。

### 2 前回(平成18年)までの調査結果と合わせて時系列で利用する場合の留意点

- (1) 所定外労働時間等に関する協定内容  
平成12年調査から、調査対象を「18歳以上男」から「18歳以上」に改めた。
- (2) 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況  
制度を企業の全部門に適用している場合、平成16年調査は「全部門」への回答に加えて当該企業が有する部門について「本社」～「その他」による回答を得て集計を行っているが、平成18年以降は「全部門」と「本社」～「その他」については重複集計していない(平成14年調査以前に同じ)。
- (3) 所定外労働賃金の割増率  
平成18年年調査より本調査で実施しているが、平成16年調査までは「賃金事情調査」の調査項目として実施していた。
- (4) 年次有給休暇の付与日数  
平成16年調査では調査対象を、平成14年調査までの「主たる事業所」としていたものを「本社・主たる事業所」としたこと、本年調査では「本社と主たる事業所」として調査を行ったが、その意味していることは同じである(なお、集計表においては、従前の「本社・主たる事業所」の表記としている)。
- (5) 失効年休の取扱い  
平成16年調査より、「積立限度日数」と「利用目的」を交互に調査することとした(よって、「積立限度日数」については平成16年、20年のデータは存在しない。また、「利用目的」の平成18年のデータは存在していない)。
- (6) 介護のための勤務時間の短縮  
本年調査の新規調査項目であり、平成18年以前のデータは存在しない。
- (7) ボランティア休暇  
ボランティア休暇の前回調査は平成16年調査である。
- (8) その他  
「年間所定労働時間」、「年間休日日数」等の主要項目に限り、本調査を実施しない平成元年、3年、5年、7年及び9年に、「賃金事情調査」の特別項目として実施した。

### 3 表中の符号等の用法は、次のとおりである。

- 「 - 」 ……回答を得ていないもの
- 「0.0」 ……0<該当数値<0.1であったもの
- 「 \* 」 ……当該表において回答企業が1社であったもの

#### 4 その他

- (1) 産業分類は、労働関係の調整の必要から独自に区分したものであり、日本標準産業分類による産業区分とは必ずしも一致しない。
- (2) 産業分類の「その他の産業」には観光、ホテル、情報処理等が含まれる。
- (3) 「調査結果の概要」(6頁～19頁)本文において、参考として、その内容に係る集計データ(21頁以降の集計表)を【集計第○表】と表記している。なお、本文中の表については(表○)として表記している。